掲載日 令和6年12月17日(火)

担 当 島根県 土木部 道路維持課 佐藤

TEL 0852-22-6569

メール douroiji@pref.shimane.lg.jp

県道 大社日御碕線の道路崩落による全面通行止めについて (第八報)

令和6年7月9日(火)の大雨により発生した道路崩落への対応については、地権者様のご厚意、 ご協力により、私有地を活用した段階的な仮設迂回道路の整備を行い、9月7日(土)からは観光客 等を含む一般車両(大型車両*を除く)の通行が可能となっております。

現在、大型車両*を含む全ての一般車両が通行可能となるよう、道路勾配を緩くする新たな仮設迂回道路の整備を進めており、このたび、12月24日(火)10時から運用を開始することとなりました。

今回も設計や施工にあたっては、災害協定に基づき、(一社)島根県測量設計業協会、(一社)島根県出雲地区建設業協会の皆様にご協力をいただいており、ご尽力に対しましてあらためて感謝申し上げます。

記

1. 措置の概要

・工事完成後、大型車両*を含む全ての一般車両の通行(片側交互通行)が可能となります。

2. 今後の対応

・道路の本復旧については、先月に災害査定を受け、現在、事業採択に向けて、国と調整を進めているところです。本復旧の工法や工事スケジュール等については、今後、ホームページ等によりお知らせします。

※大型車両とは、「車両総重量8t以上または最大積載量5t以上」の車両をいう。

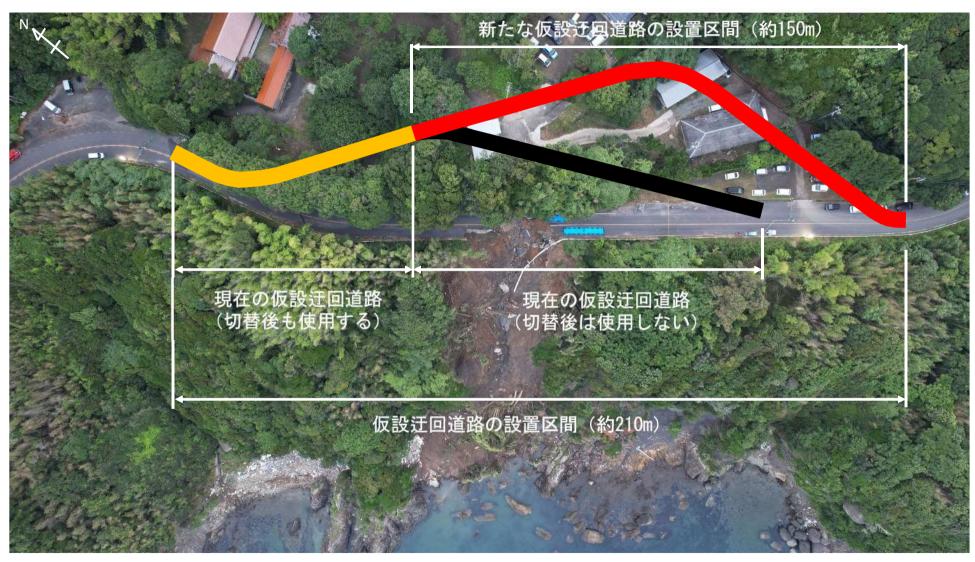


図.大型車両の通行が可能なルート【片側交互通行】



新たな仮設迂回道路の状況写真



現在の仮設迂回道路の状況写真



現在の仮設迂回道路の状況写真